令和８年

奥州市教育委員会会議録

第６回定例会６月26日招集

奥州市教育委員会

１　開会、閉会等に関する事項

開催日時　開会　　令和８年６月26日(金)午後２時20分

閉会　　令和８年６月26日(金)午後３時13分

開催場所　本庁７階委員会室

２　出席委員等の氏名

	髙　橋　　勝	教育長
１番	佐々木　哲　也	委員（教育長職務代理者）
２番	松　本　　崇	委員
３番	菊　地　　幸	委員
４番	猪　股　登喜子	委員

３　説明のため出席した職員の職及び氏名

佐藤裕恵教育部長、佐藤由雄教育総務課長、千田有美学校教育課長、菅野明史学校教育課主幹、吉田俊彦歴史遺産課長、千葉一茂協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者　丸山深幸教育総務課課長補佐

４　本日の会議に付した事件（議事日程第１号）

第１　会期の決定

第２　教育長報告

準部活動登録制度の創設について

第３　議案第１号　奥州市文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官への認定申請について

第４　議案第２号　市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第５　議案第３号　市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第６　議案第４号　奥州市立図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

第７　議案第５号　奥州市牛の博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

５　会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第１号」により進めることを宣言、会期の決定、教育長報告、議案の審議、閉会

第１　会期の決定について

本日１日限りと決定

第２　教育長報告

準部活動登録制度の創設について

○ 菅野学校教育課主幹が資料に基づき説明

【質疑等】

松本委員

父母会があって登録はしたが指導者がいないとなった場合、教育委員会側から指導者の斡旋や紹介があればいいと思うがどうか。それから、スポ少などで過去にパワハラまがいの暴言等があった場合、審査に影響するか。

千田学校教育課長

指導者の斡旋については、今のところ考えていない。協会やスポ少と一緒に考えていけるのであれば、指導者の確保にもつながるとは思うが、現時点では難しい。パワハラについては、過去の事象ではなく、申請した時点でガイドライン等に適合するかどうかで判断していきたい。

髙橋教育長

今日の資料には要綱がついていないが、要綱には登録にあたっての要件がかなり詳しく載っており、適格性に欠くと認められる場合は登録を取り消すことがあると入っているので、その辺のところは厳正に審査すると思われる。パワハラ等が審査段階で認められるのであれば登録にならないだろうし、もし、登録になった後でそういったことが出てくれば解除になるというような作りになっているため、そこは担保できると思う。指導者の問題については、当然現行の部活動にあっても、顧問に専門性がなければ指導ができないため、大概の場合は、父母会が会費等を集めてその範囲内からコーチを選んで指導をお願いしていると思うので、先ほどの女子の方にはいるが男子の方にはいないということであれば、男子の方の父母会で誰かにお願いすることが必要になる。学校から頼むことはおそらくやっていないし、教育委員会でも、例えば名簿の提示等はできるかもしれないが、斡旋等はできないと思うので、部活動単位或いは保護者会等で検討していただく必要がある。

松本委員

活動時間について、各父母会等は２時間という制限を設けてやると思うが、中には、父母会にも参加しつつ、クラブチームにも参加しつつ、練習場所が足りないから他の協会にも参加して、ほぼ週６週７で練習するという子どもが出てくると思うし、現状でそういう子どもが結構いるということは実際に見聞きしている。その中で、けがをした、それがたまたま学校の部活の時間だったとなったときに、学校が責任を負うことになるのか。どこでけがをするかということだと思うが、例えば親が、学校が無理やりやらせたというふうに苦情を言ってきたとしても、最終的には責任は親ということになる理解でいいのか、その辺の責任の所在について、明確な定義はあるか。

千田学校教育課長

まずこちらとすると、約束を守って活動しているという前提で見ているため、ケガをした場が部活であれば学校、父母会練習であれば父母会というように、その時間帯の活動が何だったか、ということで分類するしかないと思われる。本当は週に２回お休みが必要なところを、7日間毎日やっているというのはそのお子さんもしくは保護者さんが選んでいること。そういうお子さんがいる場合は、指導していかなければいけないかなと思っている。

髙橋教育長

部活等の活動時間については、もうかなり周知されており、定着してきているので、そこを超えないように様々な団体も考えながらやっていると思う。複数入っていると、把握するのはなかなか難しいのかなとは思うが、それぞれの団体や関連する協会等には、その辺を伝えてあるはずなので、所属団体に声をかけていくことは継続して必要かと思う。社会全体でそこがルールとして守られればいいなと思うが、高校では部活の部分のルールは適用外で、特にも私立は、ほぼほぼ休みなくやっている。中学校までのところであれば、概ね認知されてきているため、社会全体で見守り、ルールを守っていないところはお互いに注意し合うという部分も必要かなと思う。

菊地委員

スポーツ活動及び文化芸術活動が対象ということであるが、スポーツ活動についてはイメージできるが、文化芸術活動も今されている説明会の対象になっているのか、また、その申請団体としてどういう団体が想定されるのか伺いたい。

菅野学校教育課主幹

説明会は、中学校の一般的な、例えば４月や新人戦にむけて２年生が中心となる場面で、例年学校側で開いている父母会保護者会向けのものにお邪魔して説明しているところ。学校によっては文化部の保護者さんが入っている場合もある。文化部では、やはり吹奏楽などのイメージが強いが、発表会をするにも人数がそろわないというところを懸念する声はある。文化部ではやはり活動の場、練習の場を求めている。今回の登録制度の中では場所の提供までは考えてはいないが、活動するにあたって、どのような支援ができるのか、例えば楽器の問題はどうするのか、移動の問題をどうするのか等、そういったところは個別に対応していく形にはなる。文化部サイドの方から特に不安の声や相談があるわけではないが、先生方も心配はされているところ。今回説明会をしながら、いろんな要望や悩みごと等を集約しながら制度設計をしていきたいと考えている。

菊地委員

団体が対象ということだが、文化部の場合、どのような感じになるのか。

千田学校教育課長

吹奏楽は一番わかりやすいと思うが、今ある家庭科クラブであるとか、科学クラブであるとか、パソコンとか、スポーツではない活動、今後は伝統芸能であるとか、学校の部活動ではないが文化芸術的な活動をしていくっていう団体も登録を行い、地域の方々に支えていただきながら、やりたい子供たちが増えていくといいのではないかなと考えているところ。

髙橋教育長

２ページの対象団体の１号の部分は部活を補完するはずなので、学校にある部活が基本で、それと父母会はほぼ同じ組織、構成メンバーだと思うが、それ以外の２号以下の部分は、学校に存在しないような、郷土芸能、軽音楽、ダンス、一輪車、合唱など、社会体育とか社会文化活動とか、そういった部活に変わりうる受け皿の部分で、要件を満たしたものはすべて認められる形。きちんと指導者がいて、営利団体ではなく、しっかりルールを守ってやっているところが登録できるので、徐々に増えて、定着してくればいいのかなとは思っている。

以上で教育長報告を終わる。

第３　議案第１号　奥州市文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官への認定申請について

○ 佐藤教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由の説明、吉田歴史遺産課長が詳細説明

【提案理由】

・ 文化財保護法 第183条の３第１項の規定において、市町村の教育委員会が当該計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるとされていることから、提案するもの。

【詳細説明】

・ 当該計画の内容については、これまでの作成過程で説明、意見聴取もしてきているため、今回は説明を割愛する。なお、事前配付した冊子は当該計画の最終版となるので、参考資料として適宜参照いただきたい。作成経過については、令和４年度から教育委員会内で作業開始、文化財保護調査員のワーキンググループによる検討、関係団体との意見交換など、準備作業を行った。令和５年度から７年度にかけては、奥州市文化財保存活用地域計画作成協議会において協議を重ね、総合教育会議での議論とパブリックコメントの意見を踏まえ、作成協議会で素案を取りまとめたのち、７年度末には奥州市文化財保護審議会へ諮問し、必要な加筆修正の上、文化庁へ提出することが適当であるという旨の答申をいただいたところ。そしてこの度文化庁との事前協議も整ったことから、令和８年度上半期の認定を目指して、認定申請について教育委員会にお諮りするもの。議決いただいた場合は、速やかに文化庁へ認定申請書を提出したい。

【質疑等】

佐々木委員

これから様々な事業を行うと思うが、財政課との協議はしているのか。

吉田歴史遺産課長
　個別具体に財政課との協議というのは踏まえていない。これから内容が具体化するため、その都度の協議となると考えている。
佐々木委員
　年度ごとに協議をしながら進めていくということか。
吉田歴史遺産課長
　そのとおり。
髙橋教育長
　大きな事業、例えば文化財施設の再編等については、総合計画に入れ込んでいかないと実現していかないと思われるが、今ちょうど策定中であるため、これからのことになる。

【討論】
　なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし

原案可決

第４　議案第２号　市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

○ 佐藤教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由及び詳細を説明
【提案理由】
・ 本議案は、令和８年第２回奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなく、「奥州市教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、事前配布資料４ページのとおり回答したことから、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。
【詳細説明】
・ 令和８年第２回奥州市議会定例会に市長が提案した議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が２件、報告が１件である。
・ 議案第７号「財産の取得に関し 議決を求めることについて」は、奥州市立小中学校GIGAスクール指導者用端末について、引き続きGIGAスクール構想の推進を図るため、指導者用端末780台を更新しようとするもの。契約の相手方は、奥州市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿の登録業者を指名し、去る４月23日に入札を執行したところ、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部岩手支社岩手営業部奥州事業所が落札したため、契約金額４千377万４千500円で物品売買契約を締結し、財産を取得するもの。
・ 議案第８号「令和８年度奥州市一般会計補正予算（第３号）」については、市長選を控えていたことから骨格予算としていた当初予算の肉付けとして、政策的な事業分の追加を含んだものとなっている。今回の補正のうち、10款教育費に関しては、歳出を２億１千321万１千円増額し、予算総額を64億４千671万６千円とするもの。教育委員会関係における補正の主なものは、28ページから30ページのとおり。
・ 報告第２号「令和７年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」は、令和７年度一般会計において繰越明許費を設定した事業について、その歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、10款教育費に関するものは15件となっている。今回の補正予算の肉付け分に係る主な事務・事業の内容については、35ページから40ページまでの令和８年度主要施策の概要（６月補正に係るもの）のとおり。

【質疑等】
　なし

【討論】
　なし

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし

原案承認

第５　議案第３号　市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

○ 佐藤教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由及び詳細を説明

【提案理由】

・ 本議案は、令和８年第２回奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなく、「奥州市教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、当日配付資料５ページのとおり回答したことから、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【詳細説明】

・ 令和８年第２回奥州市議会定例会に市長が追加提案した議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が２件である。
・ 議案第14号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、奥州市立小中学校GIGAスクール児童生徒用端末について、引き続きGIGAスクール構想の推進を図るため、７千580台を更新しようとするもの。当該端末の更新については、岩手県が執行する県内市町村の共同入札により決定した端末単価に基づき、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部岩手支社岩手営業部を相手とする随意契約とし、去る５月28日に見積りを徴した結果、５億673万２千600円で物品売買契約を締結し、財産を取得するもの。
・ 議案第15号「令和８年度奥州市一般会計補正予算（第４号）」について、10款教育費の歳出を１千771万８千円増額し、予算総額を64億６千443万４千円とするもの。教育委員会関係における補正の主なものは、20ページのとおり。

【質疑等】

松本委員

GIGAスクール端末について、指導者用の方は１台当たり５万６千円で、児童生徒用の方は６万６千円という単価。児童生徒用の方が高くなる理由を伺いたい。

菅野学校教育課主幹

ライセンスやソフト等をオプションとしてつけていく作業があり、その辺りが影響しているところ。

（後から追加説明）

ライセンスについては、児童生徒、指導者ともにオプションをつけている。研修会の費用、これは児童生徒向けに行う研修会。それから設定費用、ロイロノート・スクールWeb版のフィルターをフィルタリングするという作業、納品、ラベリング、これらは児童生徒を対象とした端末にやるため、大分付加されている。

【討論】

なし

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし

原案承認

第６　議案第４号　奥州市立図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

○ 佐藤教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由の説明、千葉協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長が詳細説明

【提案理由】

・ 令和８年６月30日までの任期で任命している奥州市立図書館協議会委員15名が任期満了となることから、後任の委員を任命しようとするもの。

【詳細説明】
・本市の図書館協議会委員については、奥州市図書館条例において、基準、定数任期を規定しており、インド基準については学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、並びに学識経験等の選任区分がある。委員の任期は２年であるため、任期満了に伴い選任作業を進めてきたところ。条例では15人以内とされており、今回は14人の委員の選任が整ったことから任命するもの。なお、これまで15人の委員を選任していたが、江刺図書館推薦分の学識経験者の人選が整わなかったことから、今回14人となっている。残り１人は継続して人選中であるため、今後改めて追加提案をさせていただく予定。

【質疑等】
なし

【討論】
※人事案件につき省略

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし

原案可決

第７　議案第５号　奥州市牛の博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

○佐藤教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由の説明、吉田歴史遺産課長が詳細説明

【提案理由】
・令和８年７月31日までの任期で任命している奥州市牛の博物館協議会委員５名が任期満了となることから、後任の委員を任命しようとするもの。

【詳細説明】
・博物館協議会については、博物館法で、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として置くことができ、委員は教育委員会が任命するとされている。市の博物館条例では、協議会の委員定数及び任期を定めており、現在の委員の任期が本年７月31日をもって満了することから、その任命について議決を求めるもの。委員の任命に当たっては、関係団体に推薦を依頼し、選出していただいたところ。

【質疑等】
なし

【討論】
※人事案件につき省略

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし

原案可決

閉会